

別表第1（第5条関係）

妊娠中毒症等療養援護費支給対象者認定基準

	分 類	症 候
1 妊 娠 中 毒 症	(1) 純 粹 妊 娠 中 毒 症	全身浮腫又は蛋白尿3%以上若しくは最高血圧値170mmHg（又は最低血圧値110mmHg）以上のもの
		下肢及び下腹部の浮腫又は蛋白尿1%以上若しくは最高血圧値150mmHg以上の症候を2つ以上有するもの
	(2) 混 合 妊 娠 中 毒 症	中毒症後遺症で新たに妊娠したもの
		本態性高血圧症又は慢性腎炎に妊娠中毒症が併発したもの。
(3) 特殊妊娠中毒症	子癇、妊娠中毒症性肺水腫、その他	
(4) その他の妊娠 中 毒 症	妊娠中において妊娠中毒症の症候をほとんど示さず、出産後10日以内に上記1又は3の症候を示すもの。	
2 糖 尿 病	(1) 糖 尿 病	尿のアセトン体が検出されるもの
		血糖値が170mg/dl以上（ハゲドルン・ヤンセン法）
(2) 合併症を伴う 糖 尿 病	血糖値が140mg/dl以上（ハゲドルン・ヤンセン法）であって、妊娠中毒症、羊水過多症、結核、尿路感染症（腎盂炎、膀胱炎等）等の合併症がある場合	
3	貧 血	血色素がおおむね8g/dl以下のもの
4	産 科 出 血	産科出血により出血多量で輸血その他の応急処置を必要とするもの
5	心 疾 患	先天性あるいは後天性の心疾患を有し、心不全、肺水腫、心内膜炎、心房細動等の不整脈等病態の悪化が認められるもの